

「玉野市道路及び普通河川等管理条例」の一部を改正する条例案に対するパブリックコメントを募集します

令和7年7月1日から県内統一で施行予定の放置艇対策の一環として、普通河川等に船舶の放置等を禁止する条例改正案について、ご意見を募集します。

1. 条例改正の経緯

放置艇の課題を解決するため、岡山県内の水域管理者である国・県・市等の関係機関で組織する「岡山県プレジャーボート対策推進会議」において、「放置艇対策の基本方針」を策定し、構成メンバーが足並みを揃えて取組を進めることとなり、県内全域で船舶の放置等を禁止する法適用を行います。

この一環として、**本市の普通河川等において、みだりに船舶等を投棄又は放置する行為を規制する規定を設け、当該規定に違反した場合、処分を可能とするものです。**

2. 条例改正の内容

- (1) 普通河川等の公共用地において、船舶等（当該船舶の係留の用に供する工作物を含む。以下同じ。）を投棄又は放置する行為を規制します。
- (2) (1)に違反した者に船舶等を撤去等するよう命令を行うことができることとします。
- (3) (2)の命令をしようとする場合において、船舶等の所有者等が不明であるときは、あらかじめ必要な事項を公告した上で、当該船舶等を移動することができることとします。
- (4) (3)により船舶等を移動させたときは、当該船舶等を保管し、当該船舶等の所有者等に対し、当該船舶等を返還するために必要な事項を公告しなければならないこととします。
- (5) (4)により保管した船舶等が滅失又は破損するおそれがあるときは、当該船舶等を売却し、売却代金を保管することができることとします。
- (6) (5)による売却代金は、売却費用に充てることができることとします。
- (7) 船舶等の移動、保管、公告その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とします。
- (8) (4)の公告の日から起算して6月を経過しても当該船舶等を返還することができないときは、当該船舶等の所有権は市に帰属することとします。
- (9) 禁止行為、不許可行為、詐欺行為、検査拒否行為、検査妨害行為を行った者は、20万円以下の罰金に処することとします。
- (10) その他規定の整備を行います。

3. 施行期日等

令和7年6月議会 提案（予定）

令和7年7月1日 施行（予定）